

# 岐阜県公報

第千八百八十二号  
平成十九年九月二十五日  
(火曜日)

## 目次

### 公安委員会規則

放置違反金に係る納付、督促、延滞金及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則  
(交通指導課) 六八九ハ

### 告示

解除予定保安林とする旨の通知  
(治山課) 六九〇  
道路の区域変更  
(道路維持課) 六九〇  
道路の供用開始  
(同) 六九〇

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数  
(選挙管理委員会) 六九一  
設立届が提出された政治団体の名称等の公表  
(同) 六九二  
政治団体の異動事項の公表  
(同) 六九三  
解散届が提出された政治団体の名称等の公表  
(同) 六九三  
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表  
(同) 六九四  
資金管理団体の異動事項の公表  
(同) 六九五

### 公示

平成十八年度財団法人道府県会館災害共済事業等経営状況  
(管財課) 六九五  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
(商業流通課) 六九五  
開発行為の工事の完了  
(建築指導課) 六九六

## 公安委員会規則

放置違反金に係る納付、督促、延滞金及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十五日

岐阜県公安委員会委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第十二号

放置違反金に係る納付、督促、延滞金及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金に係る納付、督促、延滞金及び滞納処分に関する規則(平成十八年岐阜県公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「(豊田選挙区)を削る。」

別記第五号様式中「(豊田選挙区)を削る。」

別記第八号様式中「(豊田選挙区)を削る。」

別記第九号様式中「(豊田選挙区)を削る。」

る。

### 附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

下呂市萩原町山之口字ハンノ木平四四二九の一・四四二九の二・四四二九の五・四四二九の六・四四二九の八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更 別前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	---	---	-------------	-----------------	--------------	----

一般国道 四百十八号

関市千代町三丁目八番地先から  
同市平和通二丁目八番地先まで

後	前
一五・七 一五・七	一五・七 一五・七
三〇・〇	三〇・〇

岐阜県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更 別前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	中野方線 七宗線	同	加茂郡八百津町福地字下落合九七〇番五地先から 同郡同町同字同九七〇番四地先まで	後	六・〇 一〇・六	三〇・〇	
				前	六・〇 一〇・六	三〇・〇	

岐阜県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更 別前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	---	---	-------------	-----------------	--------------	----

道の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は変更の告示年月日)
県道	中野方線 七宗線	加茂郡八百津町福地字下落合 九七〇番五地先から 同 郡同 町同 字同 九七〇番四地先まで	三〇〇	平成 一九・九・二五	平成 一九・九・二五

岐阜県告示第五百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は変更の告示年月日)
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町桑野字家まわり 五一六番七地先から 同 市同 町同 字同 五〇八番四地先まで	五九八	平成 一九・九・二五	平成 一九・九・二五

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第一百十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十九年九月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 久 子

- 1 平成19年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,696,185人
- 2 総数の50分の1の数 33,924人
- 3 総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 349,365人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	336,384	112,128
大垣市	145,477	48,493
高山市	78,084	26,028
多治見市	93,552	31,184
関市	74,359	24,787

中 津 川 市	68,732	22,911
美 濃 市	19,586	6,529
瑞 浪 市	32,581	10,861
羽 島 市	53,956	17,986
恵 那 市	45,810	15,270
美 濃 加 茂 市	38,646	12,882
土 岐 市	50,646	16,882
各 務 原 市	117,021	39,007
可 児 市	92,415	30,805
山 県 市	25,072	8,358
瑞 穂 市	37,570	12,524
飛 騨 市	23,817	7,939
本 巣 市	42,053	14,018
郡 上 市	39,203	13,068

下 呂 市	31,361	10,454
海 津 市	32,076	10,692
羽 島 郡	35,900	11,967
養 老 郡	26,636	8,879
不 破 郡	29,827	9,943
安 八 郡	19,944	6,648
揖 斐 郡	59,150	19,717
加 茂 郡	46,327	15,443

岐阜県選挙管理委員会公告第百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり通知する。

平成十九年九月二十五日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 梶 久 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党岐阜県参議院選挙区第一支部	藤井孝男	河合弘志	美濃加茂市太田町1934 2	政党の支部	自由民主党本部	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
かわせ恒行後援会	古澤太一	渡辺英晴	安八郡安八町西結2075			
土屋隆義を育てる後援会	河合達美	土屋萬里子	瑞穂市十九条245 1			
野尻年恒後援会	野尻紀恒	野尻紀恒	加茂郡川辺町比久見1628 58			



政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告

平成十九年九月二十五日

知事

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 久子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
大坪あきらを育てる会	大坪 章	大坪 章	高山市石浦町 6 206	平成19年8月31日			
おさだ安雄を育てる会	長田 安雄	長田 安雄	高山市片野町 4 302	平成19年8月31日			
木村ふみひこを育てる会	木村 文彦	木村 文彦	大垣市静里町 415 2	平成19年8月31日			
下地せつ子後援会	下地 せつ子	下地 せつ子	可児郡御嵩町御嵩 2192 183	平成19年8月31日			
杉江よしきを育てる会	杉江 代志照	杉江 代志照	関市西本郷通 3 5 22	平成19年8月31日			
西濃政経同志会	坂 志郎	坂 民江	安八郡安八町南今ヶ淵 52	平成19年9月1日			
千藤のぶとし後援会	千藤 伸寿	千藤 伸寿	可児市今 2381	平成19年8月20日			
林さなえを育てる会	林 早苗	林 早苗	中津川市茄子川 2082	平成19年8月31日			
坂志郎後援会	堀 嘉三	古 沢 繁	安八郡安八町南今ヶ淵 52	平成19年9月1日			
ふじの公孝後援会岐阜県連合会	陶 山 亨太郎	脇 田 亮 良	岐阜市日置江 2648 2	平成19年8月31日			
三宅のぼるを育てる会	三宅 昇	三宅 昇	多治見市上野町 3 88 2	平成19年8月31日			
森和義後援会	森 和義	森 和義	多治見市笠原町 1185 14	平成19年8月31日			
矢島清久後援会	矢島 清久	矢島 清久	岐阜市萱場東町 1 37	平成19年8月31日			
柳川喜郎を囲む会	桃井 知良	原 暢 茂	可児郡御嵩町中 2499 1	平成19年8月15日			

岐阜県選挙管理委員会公告第百四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金提供団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二

第一項の規定により、その名称等を次のとおり変更する。

平成十九年九月二十五日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 藤久子

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
大坪 章	高山市議会議員	大坪あきらを育てる会	高山市石瀬町6-206	大坪 章
長田 安雄	高山市議会議員	おさだ安雄を育てる会	高山市片野町4-302	長田 安雄
木村 文彦	大垣市議会議員	木村ふみひこを育てる会	大垣市静里町4-5-2	木村 文彦
下地 せつ子	御嵩町議会議員	下地せつ子後援会	可児郡御嵩町御嵩2192-183	下地 せつ子
杉江代志照	関市議会議員	杉江よしきを育てる会	関市西本郷通3-5-22	杉江代志照
林 早苗	中津川市議会議員	林さなえを育てる会	中津川市茄子川2082	林 早苗
坂 志郎	岐阜県議会議員	西濃政経同志会	安八郡安八町南今ヶ淵52	坂 志郎
三宅 昇	多治見市議会議員	三宅のぼるを育てる会	多治見市上野町3-88-2	三宅 昇
森 和義	多治見市議会議員	森和義後援会	多治見市笠原町1185-14	森 和義
矢島 清久	岐阜市議会議員	矢島清久後援会	岐阜市萱場東町1-37	矢島 清久

岐阜県選挙管理委員会告示第百十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成十九年九月二十五日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 藤久子

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
森 和義	森和義後援会	公職の種類	多治見市議会議員	笠原町議会議員

公 示

平成十八年度財団法人都道府県会館災害共済事業等経営状況  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により財団法人都道府県会館から平成十八年度災害共済事業等経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成十九年九月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 災害共済事業
  - 1 共済基金分担金その他収入 一、七四一、七四七、八九三円
  - 2 災害共済金その他支出 一、一一九、七二〇、四五五円
  - 3 期末正味財産 三三、〇四七、三六八、九六四円
- 二 機械損害共済事業
  - 1 共済基金分担金その他収入 五五六、九一九、八八〇円
  - 2 災害共済金その他支出 二四、〇〇九、七七七円
  - 3 期末正味財産 六、六六〇、一三〇、〇八三円

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第四項により同法第六条第一項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年九月二十五日から四月間岐阜県産業労働部商業



流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。  
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日  
平成十九年九月十二日
- 二 届出者の氏名又は名称  
ユニー株式会社 外一者
- 三 建物の名称及び所在地  
ユニー可児店  
岐阜県可児市中恵土二二二五番地 外
- 四 変更しようとする事項

開発許可(変更許可)番号及び年月日 岐阜県指令岐建築第三四号の一九一〇一一 平成一九・七・二 (同岐建築第三六号の 一九一〇〇三 同一九・八・二七)	開発区域又は工区に含まれる地域の名称 羽島市福寿町間島字角田二一番八、一七番及び一八番	公共施設の種類 道路	公共施設の位置及び区域 開発登録簿による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府豊中市新千里西町二丁目一番四号 パナホーム株式会社 代表取締役 上田 勉
同岐建築第三四号の一九二〇〇二 同一九・五・一一	瑞穂市穂積字野口二二二番、二二二三番及び二二二八番	同	同	羽島郡岐南町上印食八丁目九七番地 株式会社大丸開発 代表取締役 白井 泉
同西建築第六三号の二一 同一九・四・五	安八郡安八町西結字板屋島二四六五番	同	同	大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲川 哲彦

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
 (変更前) 午前十時  
 (変更後) 午前九時  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
 (変更前) 午後八時  
 (変更後) 午後九時  
 来客が駐車場を利用できる時間帯  
 (変更前) 午前九時三〇分～午後八時三〇分  
 (変更後) 午前八時三〇分～午後九時三〇分  
 開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。  
 平成十九年九月二十五日

岐阜県知事 古田 肇



<p>同 同 中 西 建 建 築 築 第 第 四 六 八 三 号 号 の の 一 一 一 〇 八 〇 ・ 〇 一 〇 二 〇</p>	<p>同 同 西 西 建 建 築 築 第 第 六 五 三 八 号 号 の の 一 一 一 〇 一 〇 ・ 〇 三 〇 ・ 〇 五 〇</p>
<p>美 美 濃 濃 加 加 茂 茂 市 市 牧 牧 野 野 字 字 小 小 瀬 瀬 九 九 六 六 四 四 番 番 二 二 外 外 一 一 五 五 筆 筆</p>	<p>同 同 郡 郡 同 同 町 町 南 南 条 条 字 字 自 自 分 分 二 二 三 三 番 番 一 一 、 〇 一 一 二 二 三 三 番 番 一 一 、 〇 一 一 二 二 四 四 番 番 一 一 、 〇 一 一 二 二 五 五 番 番 一 一 、 〇 一 一 二 二 三 三 番 番 二 二 、 〇 一 一 二 二 四 四 番 番 二 二 、 〇 一 一 二 二 五 五 番 番 二 二 、 〇 一 一 二 二 六 六 番 番 一 一 、 〇 一 一 二 二 七 七 番 番 一 一 、 〇 一 一 二 二 八 八 番 番 一 一 及 及 び び 二 二 三 三 九 九 番 番 一 一</p>
<p>道 道 路 路</p>	<p>道 道 路 路 、 消 防 防 の の 用 用 に に 供 供 す す る る 貯 貯 水 水 施 施 設 設</p>
<p>同</p>	<p>同</p>
<p>美 美 濃 濃 加 加 茂 茂 市 市 本 本 郷 郷 町 町 六 六 丁 丁 目 目 一 一 番 番 二 二 五 五 号 号 セ 〇 ブ 〇 ン 〇 工 〇 業 〇 株 〇 式 〇 会 〇 社 〇 代 〇 表 〇 取 〇 締 〇 役 〇 佐 〇 藤 〇 正 〇 博 〇</p>	<p>同 市 市 万 万 石 石 三 三 丁 丁 目 目 二 二 四 四 番 番 地 地 一 一 株 株 式 式 会 会 社 社 佐 佐 々 々 木 木 代 代 表 表 取 取 締 締 役 役 佐 佐 々 々 木 木 貴 貴</p>

平成十九年九月二十五日印刷  
平成十九年九月二十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社